【読売新聞朝刊　2023/12/12】

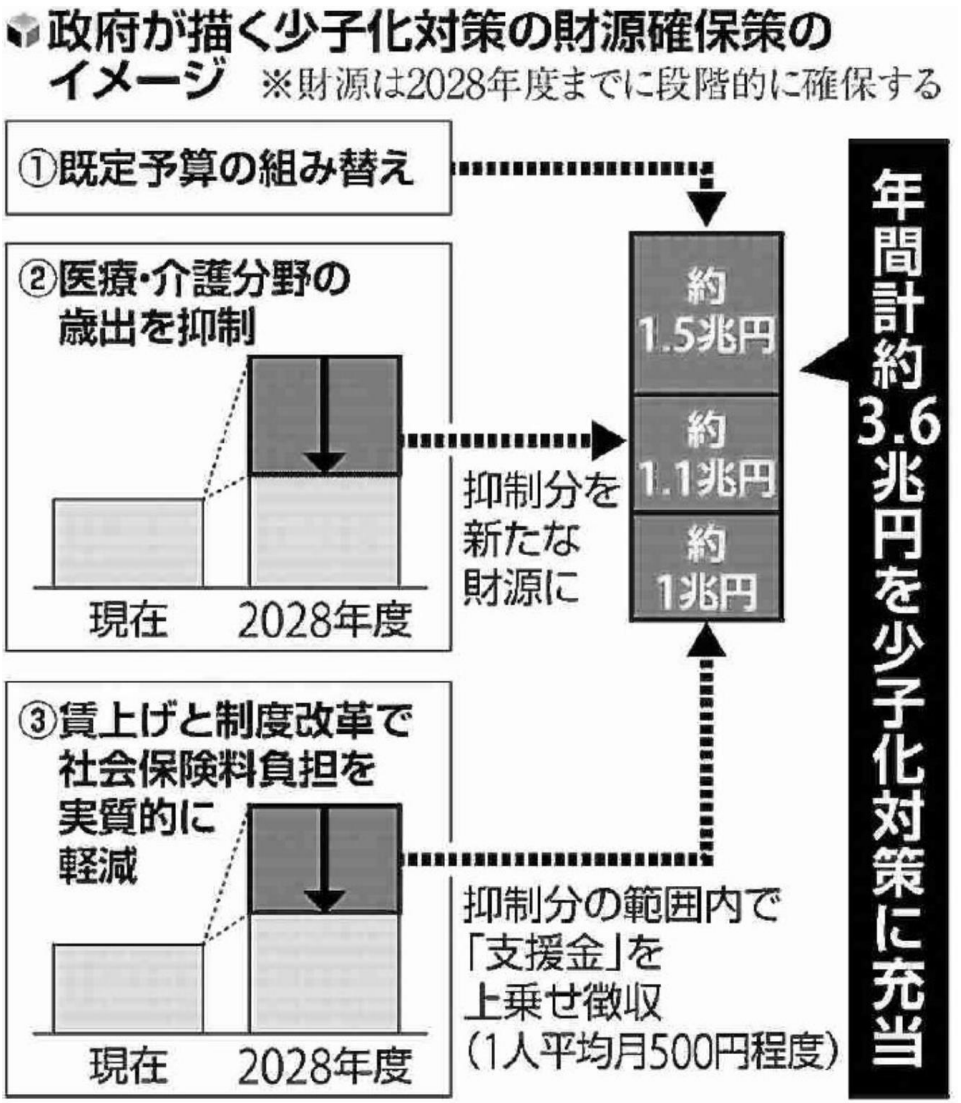

パネル写し

出所:『子育て支援拡充を目指す会』提供資料

※事業主負担を含む

【日本経済新聞夕刊 2024/2/6】

実質賃金、2年連続減少

昨年2.5%減 90年以降で最低

厚生労働省が6日発表した2023年の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人あたり賃金は物価を考慮した実質で前年比2・5%減った。2年連続で減少した。マイナス幅は1・0%減だった22年からさらに大きくなった。

20年を100とした指数で見ると97・1で、唯一100を下回った22年からさらに低下した。比較可能な1990年以降で最も低かった。

実際に支払われた額を示す名目賃金はすべての月で増えたが、実質賃金は減った。マイナス幅が広がったのは、物価の変動を示す消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が3・8%と42年ぶりの高水準だったことが影響した。

見た目の賃金は伸びている。基本給に残業代やボーナスなどを合わせた、名目賃金を表す現金給与総額は1人あたり平均で1・2%増の32万9859円だった。就業形態別では正社員など一般労働者が43万6849円、パートタイム労働者が10万4570円でいずれも過去最高となった。

基本給を中心とする所定内給与は1・2%増の25万1309円で、リーマン・ショック前の2005年水準まで回復した。伸び率も1996年以来の高さだった。それでも実感にはつながっていない。

2023年の名目賃金の伸び率は22年の2・0%増から0・8ポイント低下した。新型コロナウイルス流行下での落ち込みの反動で22年は大きく伸びたが、残業代やボーナスなどの伸びが前年に比べて鈍化したことが要因とみられる。

23年の春季労使交渉では物価高を背景に30年ぶりの高い賃上げ率となった。一方で、基本給を底上げするベースアップ（ベア）の水準は物価上昇に追いついていない。実質賃金のマイナス幅はその差を示す。政府は24年の春季交渉で物価上昇を上回る賃上げをめざす。

所定内給与を指数で見ると、一般労働者は103・3、パート労働者は105・2だった。基準となる20年に比べて、パートの方が正社員よりも基本給などが伸びていることを表す。

総実労働時間は0・1%増の月136・3時間だった。残業時間など所定外労働時間は0・9%減と3年ぶりに減少した。月ごとに見ると、23年7月以降はすべての月で所定外の時間が減り、総実労働時間でも減少した月が目立つ。

厚労省が同日発表した23年12月の実質賃金は前年同月比で1・9%減だった。21カ月連続のマイナスだ。減少幅は6カ月ぶりに2%を下回ったが、プラスへの転換はまだ遠い。

現金給与総額は1・0%増の57万3313円で、年末のボーナスなど特別に支払われた給与は0・5%増の30万701円だった。

パネル写し

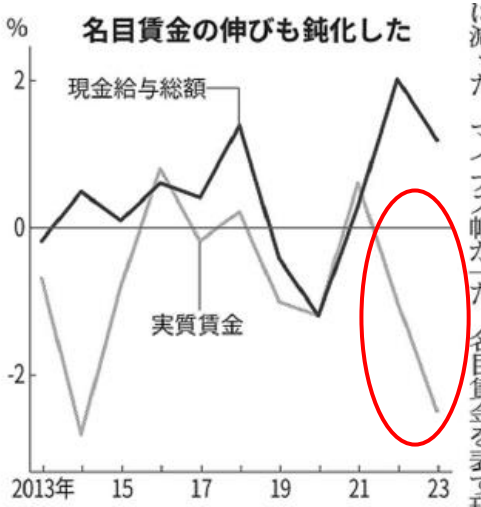

（注）出所は厚労省、前年比増減率

※グラフ中の赤丸は山井事務所にて付記

こども戦略、危うい未来　無理筋の財源3.6兆円確保策－編集委員　大林 尚

2024/01/24 05:00 日経速報ニュースアーカイブ　2311文字

企業の不正や不祥事が明るみに出ると、コンプライアンス問題に詳しいとされる社外の専門家で構成する第三者委員会を立ち上げ、不正や不祥事を起こした原因を究明したり再発防止策を提案したりするのが定番になってかなりの月日がたつ。多くの第三者委報告書に共通するのが、不正や不祥事を起こした組織内の風通しの悪さだ。

車の量産に欠かせない型式指定の認証に不正行為を働いたダイハツ工業の報告書（2023年12月）は、その組織風土について「『自分や自工程さえよければよく、他人がどうであっても構わない』という自己中心的な風潮」と記述した。

ATMなどのシステム障害を繰り返し、預金者などが多大な迷惑を被ったみずほフィナンシャルグループの報告書（21年6月）は「積極的に声をあげることで責任問題となるリスクをとるよりも、自らの持ち場でやれることはやったといえる行動をとる方が合理的な選択になる」などと指摘した。監督官庁の金融庁は「言うべきことを言わず、言われたことだけしかしない姿勢」を糾弾した。

法令に抵触するような不正や不祥事ではないにしても、最近は「言うべきことを言わない」風潮が政策立案の現場にもみられる。岸田文雄首相が1年前に年頭記者会見で表明した次元の異なる少子化対策を例に考えてみたい。

異次元対策の具体策は23年12月に閣議決定した「こども未来戦略」として一応の結実をみた。対策の実行に必要になる新たな財源の規模は、毎年度およそ3兆6000億円。28年度までに確保するという。

その内訳は①既定予算の活用（転用？）で1兆5000億円②歳出改革で1兆1000億円③健康保険など公的な医療保険料に追加して徴収する「支援金制度」の創設で1兆円――を見込んでいる。

これら3つの手立てには、どことなく無理筋な感じがただよっていないだろうか。ひとえにそれは、3兆6000億円の巨額予算を調達するというのに「増税はしない」という首相の意向が障壁になっているためだと思われる。

なかでも新たに国民と企業から毎年度1兆円を徴収する支援金制度は、制度としての性格が税か社会保険料かが判然としない悪手といってよい。

支援金制度の創設で国民や企業にはどの程度の負担が新たに生じるのか。こども未来戦略の閣議決定を控えた23年12月6日、本紙は「26年度から1人平均で月500円程度を徴収するが、政府は実質的な追加負担は生じさせないと説明している」という内容を伝えている。

「実質的な追加負担はない」は、本当に可能なのか。担当官僚の説明は、賃上げと歳出改革で国民の社会保障負担率を軽減し、支援金制度による徴収額をその効果の範囲内に収める、というものだ。これも無理筋な感じがただよう。負担率の分母である賃金水準が上昇するのを所与とする詭弁（きべん）を弄しているようにも聞こえる。

これまでに明らかになっている支援金制度の概要をもとに、新たな負担がいくらになるかを推計したのは、社会保障・税改革に精通する日本総合研究所の西沢和彦理事だ。

おのおのの医療保険の加入者（家族を含む）1人あたりの支援金（月額平均）は、協会けんぽ（全国健康保険協会）638円▽健康保険組合851円▽公務員などの共済組合898円▽市区町村の国民健康保険746円▽後期高齢者医療制度253円――という結果が出た。

被保険者（本人）1人あたりでは、協会けんぽ1025円▽健保組合1472円▽共済組合1637円――である。これらは平均額であり、所得がより高い会社員・公務員の負担はより高くなり、低い人の負担は下がる。「1人500円」という政府の説明は、負担者たる国民に誤解を与える粗雑な数字であろう。

無理筋な感じはまだある。支援金制度は健康保険料に追加して徴収するかたちをとるにもかかわらず、政府は「上乗せではない」と言い張っている。おまけに健保組合など医療保険の運営主体は支援金の規模と使い方には関与できず、単に金集めのルートとして使われるのがオチだ。

そもそも社会保険として給付対象を医療サービスの関連費用に限定すべき健康保険料の上乗せ分を少子化対策の財源に付け替えるのは、制度として理が通らないという根源的な問題を抱えたままである。

数々の無理筋な感じは、少子化対策に新たな財源が必要なら、すべての世代にとって広く薄く公正な負担になる消費税の増税とセットで議論すべきなのに、それを首相がはなから封印していることに起因するという事実がみてとれよう。

こども未来戦略にかかわったこども家庭庁、内閣官房、厚生労働・財務省などの担当官僚は、本来「消費税の増税論なしに年3兆6000億円を工面しようとすれば、制度をゆがめ、政策論としても無理がある」と、首相に「言うべきことを言う」べきなのだ。

現実は、不正や不祥事を起こした企業と同様に「積極的に声をあげることで責任問題となるリスクをとる」のを避け「言われたことだけしかしない姿勢」の官僚が多数派のようである。未来戦略をうたいながら、未来の世代に差す光が明るいとは言い難い。

本を正せば3兆6000億円の必要性は、少子化対策として効果が乏しい児童手当の大盤振る舞いに端を発する。異次元対策は財源の「出」も「入り」も根拠に基づく政策立案（EBPM）とはほど遠い形成過程をたどってきた。

その政策としての妥当性は26日に召集される通常国会の審議に委ねられる。

無理筋な感じを野党はどこまで突けるか。追及が不発なら「第三者委員会」を立ち上げ、立案過程を検証してほしいと言いたくもなる。経済同友会などが提唱する独立財政監視機関が必要なゆえんである。

出所：日経速報ニュースアーカイブ　2024/1/24配信

※赤傍線は山井事務所にて付記

医療保険制度別の支援金額のイメージ
（被保険者一人当たり、年額。西沢和彦氏による試算）

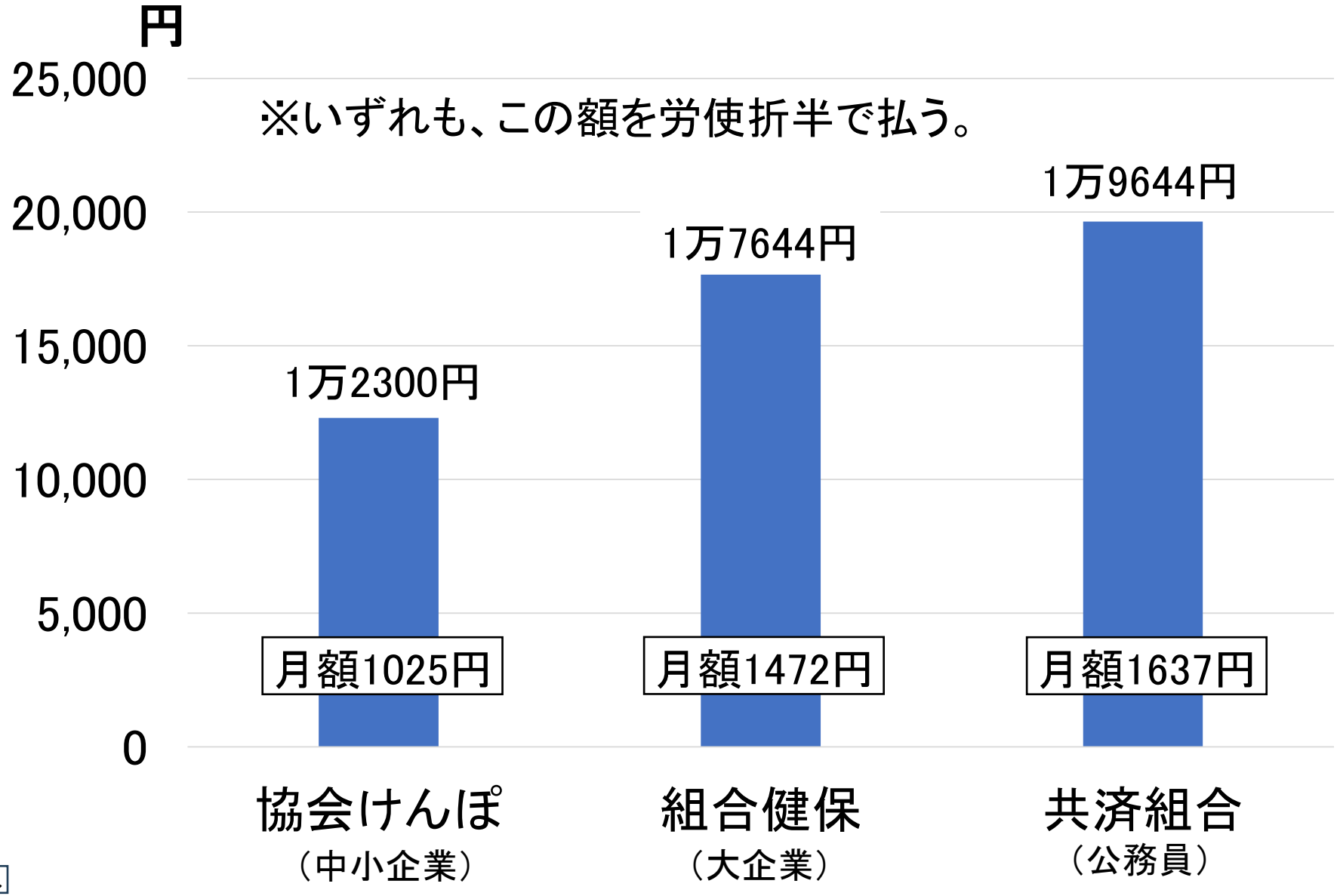

パネル写し

出所：株式会社日本総合研究所西沢和彦理事提供資料より山井事務所作成

医療保険制度別の支援金額のイメージ
（加入者一人当たり、年額。西沢和彦氏による試算）

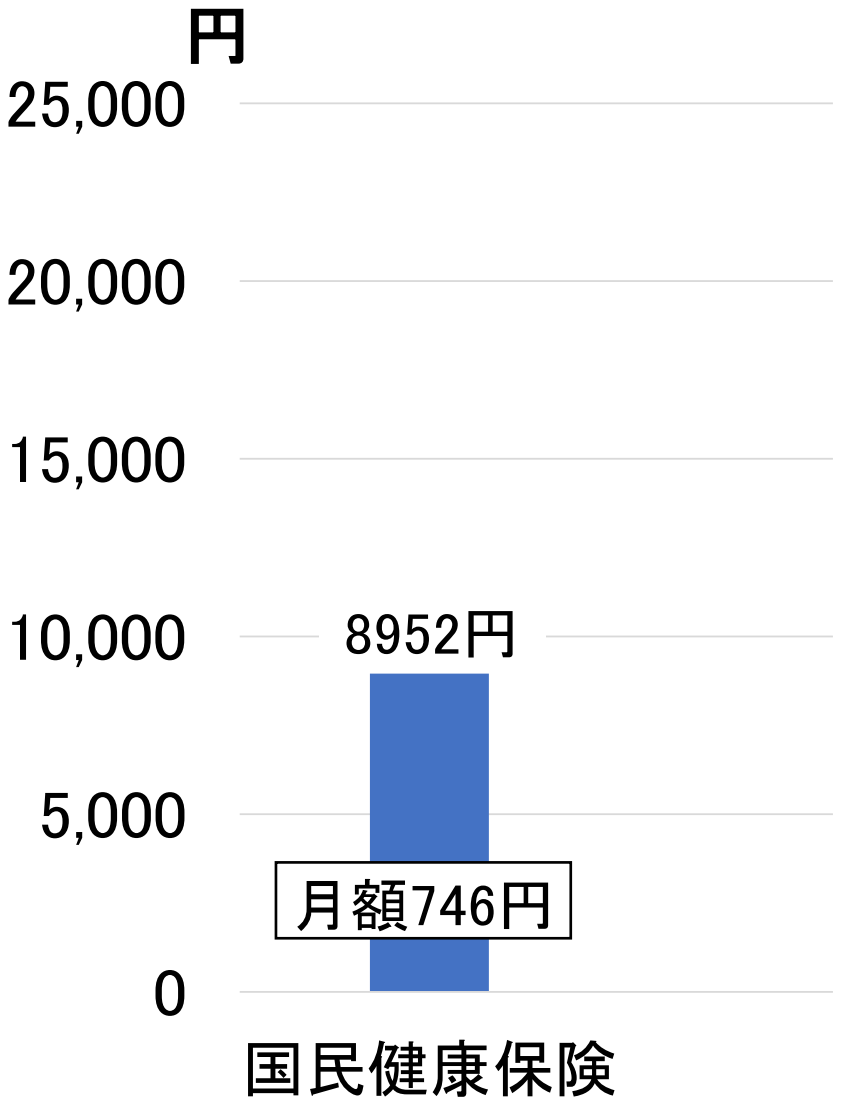

パネル写し

出所：株式会社日本総合研究所西沢和彦理事提供資料より山井事務所作成

【東京新聞朝刊　2024/2/12】

「実質負担なし」本当に？

「子育て支援金」首相の説明

政府が少子化対策の財源確保のために2026年度から公的医療保険料と併せて徴収する「子ども・子育て支援金」を巡り、野党が「子育て増税だ」との批判を強めている。岸田文雄首相は国会で1人当たりの徴収額を月平均500円弱と示したが、「実質的な負担は生じさせない」と繰り返す。保険料として徴収しながら「負担なし」とする複雑な説明は、国民の納得を得られるだろうか。

（井上峻輔、坂田奈央）

衆院予算委で答弁する岸田首相＝6日、国会で

■1人500円弱

首相は6日の衆院予算委員会で「粗い試算」として徴収額を初めて表明。支援金が総額1兆円となる28年時点で「月平均500円弱」になると述べたものの、医療保険と併せて徴収するため、実際は加入する保険制度や所得によって金額は異なるとした。

答弁を引き出した立憲民主党の早稲田夕季氏は「国民負担ゼロどころか事実上の子育て増税だ」と主張。「年間なら6千円。いや、1万円かもしれない。共働き世帯だったら2万円かも。『負担が増えない』という言葉を撤回してほしい」と迫った。首相は従来通り「賃上げと歳出改革によって社会保険負担の軽減効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を用意する」と応じ、その後も同様の答弁を繰り返した。

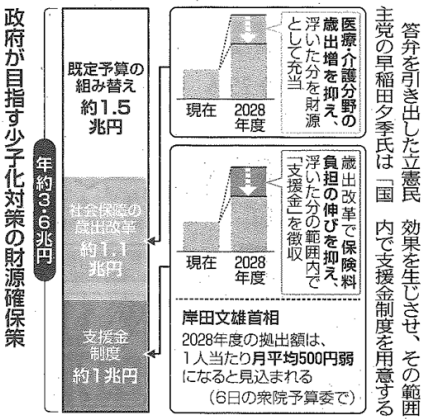

国民反発懸念か 野党批判「ごまかしだ」

■つじつま合わせ

「実質負担なし」は本当なのか。6日の衆院予算委で国民民主党の玉木雄一郎代表は「支援金が実質負担にならないために必要な賃上げはいくらなのか」と詰め寄った。だが、首相は「賃上げと歳出改革の両方を活用することで…」と繰り返して正面から答えず、不誠実な印象を残した。

交流サイト（SNS）では「月500円弱」という言葉がトレンドワード入りし、政治とカネの問題も踏まえた厳しい声が相次いでいる。

政府は医療・介護分野の歳出改革によって保険料負担の伸びを抑えるとするが、医療・介護従事者の賃上げも掲げる。賃上げが保険料上昇の要因となるが、政府は「賃上げによる保険料の増加分は『負担』に算定しない」などつじつま合わせのような主張も目立つ。野党からは「国民に『きちんと負担してください』と言うべきだ」（立民・奥野総一郎氏）と真摯な説明を求める声も上がる。

少子化対策の具体化に向けた政府会議で提言した東大大学院の山口慎太郎教授は「『実質負担なし』との説明は受け入れがたい。国民の反発を避けたいという思いがあるのだろうが、具体的な支援メニューをまとめた以上、給付だけでなく負担とセットで丁寧に説明するべきだ」と話す。

核心

用語解説　政府の少子化対策

岸田文雄首相が「異次元の少子化対策」を掲げ、児童手当や育児休業給付の拡充、親の就労の有無を問わず保育を利用できる制度を盛り込んだ「こども未来戦略」を2023年12月に閣議決定した。国と地方を合わせて新たに年3兆6千億円規模の予算を充てる。財源確保の仕組みが整う28年度には、既定予算の組み替えで約1兆5千億円、社会保障の歳出改革で約1兆1千億円、「子ども・子育て支援金」で約1兆円を捻出する。支援金の徴収は26年度から始め、段階的に引き上げる。

医療保険制度別の支援金額のイメージ
山井事務所にて機械的に試算し作成
（加入者一人当たり、年額）

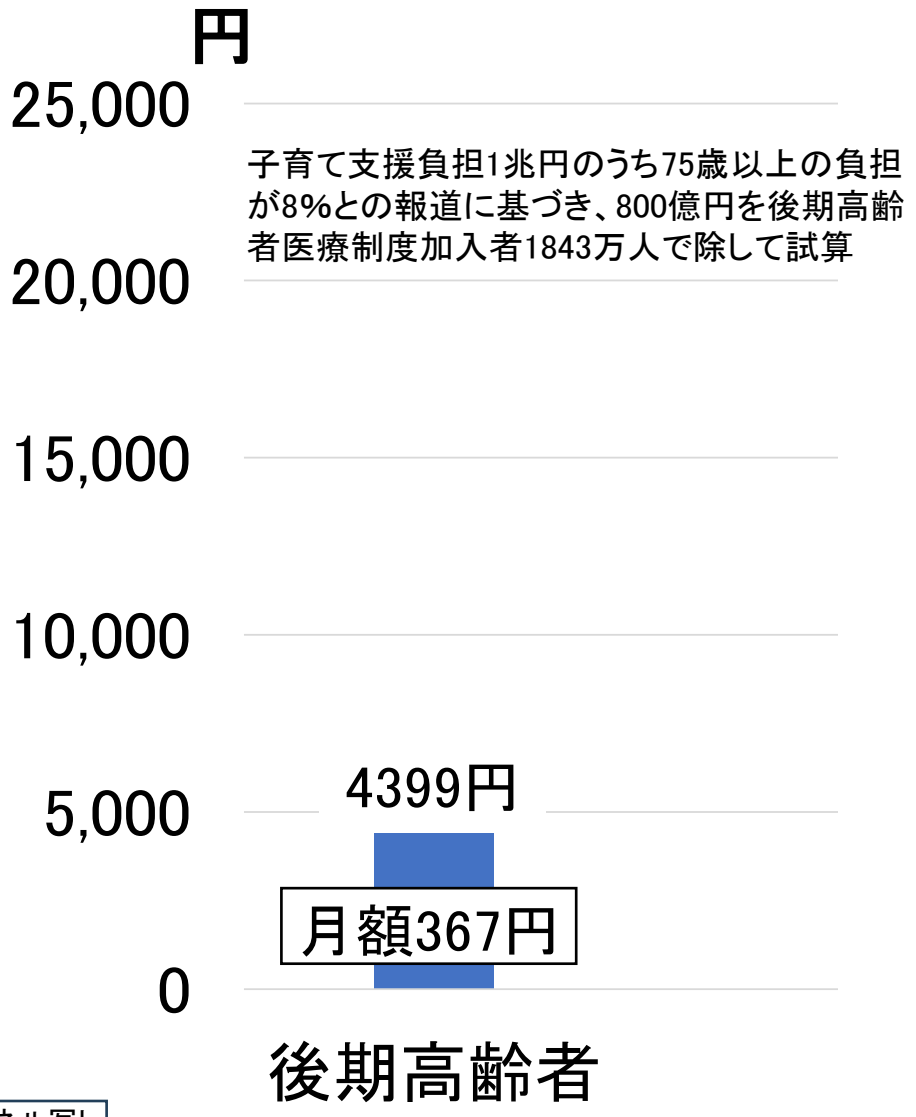

パネル写し

出所:朝日新聞朝刊2/9付記事、「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」(厚生労働省保険局調査課)より山井事務所にて機械的に試算し作成

【朝日新聞朝刊　2024/2/9】

子育て支援負担 74歳以下9割
26・27年度 個別徴収額示さず

少子化対策の財源の一つとして医療保険料とあわせて集める「子ども・子育て支援金」の負担割合について、政府は2026年度と27年度に75歳以上の後期高齢者で約1割、74歳以下の世代で約9割にすることを決めた。通常国会に提出する「子ども・子育て支援法等改正案」に明記し、8日、与党に提示した。

岸田文雄首相は6日の国会答弁で、加入者1人あたりの徴収額が「粗い試算で月平均500円弱になる」と初めて説明。ただ個別の負担額などは明らかにされず、具体的に示されるかが焦点だ。

支援金は医療保険ごとに負担を分担。まず後期高齢者医療制度に入る75歳以上と、その他に入る74歳以下を分け、保険料負担に応じて割り振る。政府は支援金の徴収を始める26年度と翌27年度、75歳以上の負担割合を8%、74歳以下を92%にする。74歳以下の実際の負担額は医療保険の中で所得などに応じて決まる。

野党側はより具体的な負担額を示すよう求めているが、政府は「どのようなお示しの仕方ができるか検討する」（加藤鮎子こども政策担当相）との説明にとどめている。

日本総研の西沢和彦理事による試算では、医療保険ごとの1人あたりの徴収額は、75歳以上が月253円、現役世代では労使合計で、中小企業の会社員が加入する協会けんぽは638円、大企業の会社員が加入する健康保険組合は851円となった。現役世代の負担が大きく、高齢者は少ない。西沢氏は「公平な制度とはいえない。社会保険料の負担が重くなれば、中小零細企業は非正規雇用を増やし、現役世代の可処分所得を落としてしまう」と指摘する。

首相は少子化対策の概要を昨年6月に閣議決定後も「実質的に追加負担を生じさせない」と繰り返してきた。社会保障の歳出改革や賃上げで、社会保険の負担を軽くし、「実質負担ゼロ」にする、との説明だ。今後、「月平均500円弱」の支援金に対し、負担軽減によって相殺できるかが問われることになる。

※赤傍線は山井事務所にて付記

年金、5年連続、実質目減り（実質カット）

【朝日新聞朝刊　2024/1/20】

公的年金 実質目減り

来年度 物価上昇率下回る 2.7%増

公的年金の2024年度の支給額は、物価や賃金の上昇を反映して23年度より2・7%増えることが19日、決まった。増額は2年連続。ただし、物価上昇率よりは低く、将来世代に向けて今の年金を抑制する措置も2年連続で発動され、実質的な価値は下がる。

年金額は毎年度、物価や賃金の変動を反映して、改定される。今回は、名目賃金の上昇率3・1%が、前年の物価上昇率3・2%より低く、賃金の変動幅に応じて改定される。

さらに労働者数の減少や高齢化の影響による「マクロ経済スライド」も2年連続で発動されるため、0・4%分を差し引いた2・7%のプラス改定となる。上昇率は1992年度の3・3%に次ぐ高さとなった。

支給額は人によって異なるが、自営業者やパート・アルバイトの人らが入る国民年金の月額（40年加入の1人分）だと、前年度より1750円増えて6万8千円。24年度中に69歳以上になる人なら、1758円増えて6万7808円。年額で初めて80万円を超えた。

会社員や公務員などの厚生年金では、「平均的な給与で40年間働いた夫と専業主婦の妻の2人分」のモデル世帯で計算すると、前年度より6001円増えて、23万4833円になる。

本来、年金はインフレで物価が上がっても、買えるものが減らないように給付（支出）を引き上げる必要がある。ただし、年金の「お財布」に入る保険料（収入）は、賃金が上がれば増え、下がれば減る。もし物価上昇が賃金上昇を上回ると、支出が収入を上回り、財政が悪化してしまう。

今回の改定では、物価の上昇率（3・2%）と、名目賃金の上昇率（3・1%）を比べ、低い方の賃金を改定率計算に用いた。

少子高齢化の日本で、将来世代の年金を確保するには、さらなる措置が必要になる。保険料を払う現役世代は減り続ける一方、年金を受け取る人たちの高齢化が進む。その影響を織り込んで給付を抑える仕組みが「マクロ経済スライド」だ。今回の改定では、この分で0・4%マイナスになる。この仕組みは04年の年金改正で導入されたが、デフレ下では十分に機能せず、今回がようやく5回目の発動となった。

（浜田陽太郎）

年金改定率	0.2%	−0.1%	−0.4%	2.2%	2.7%
物価変動率	0.5%	0.0%	−0.2%	2.5%	3.2%

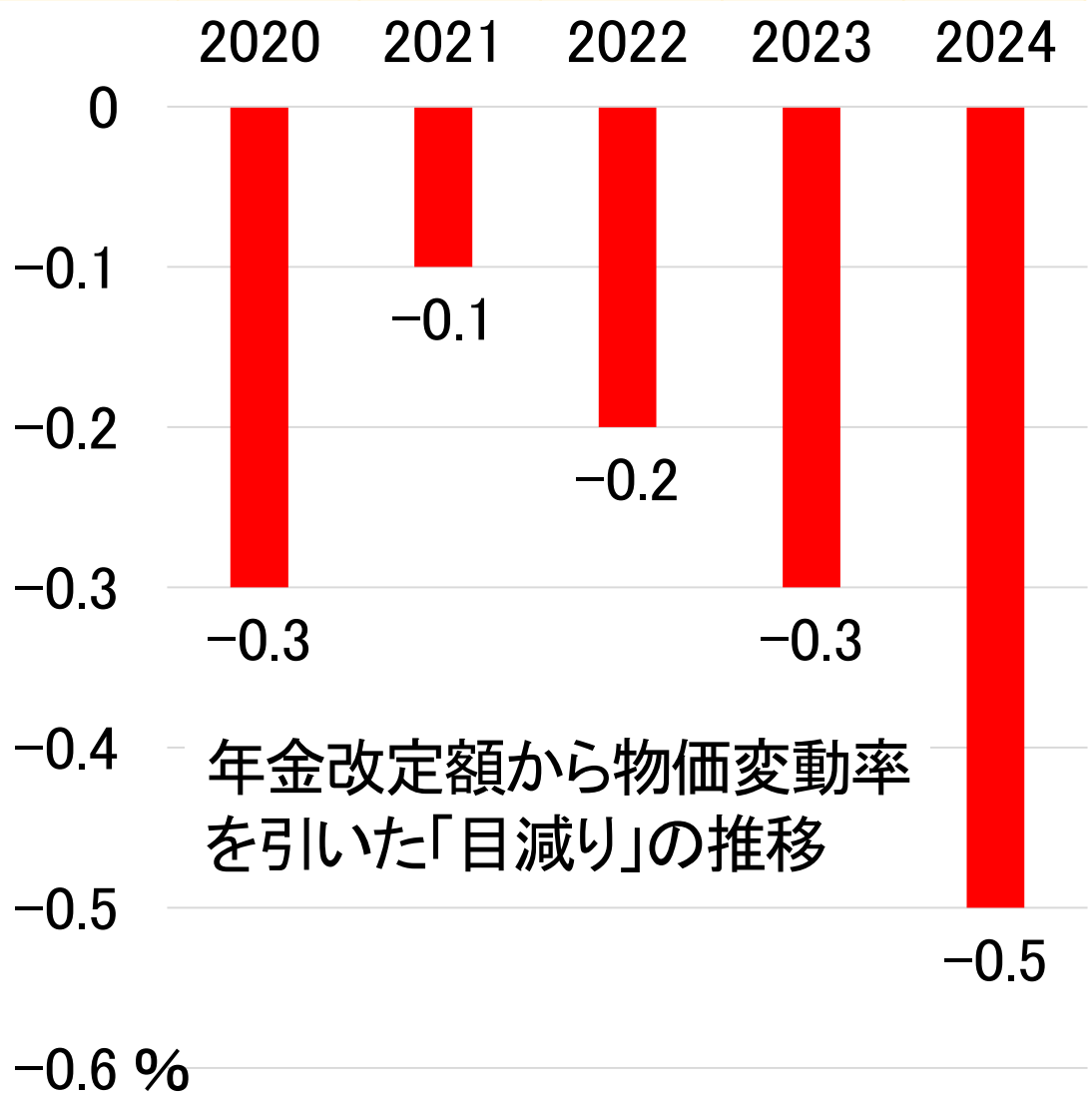

パネル写し

出所：厚生労働省資料より山井事務所作成

医療保険制度別の被保険者数と保険料

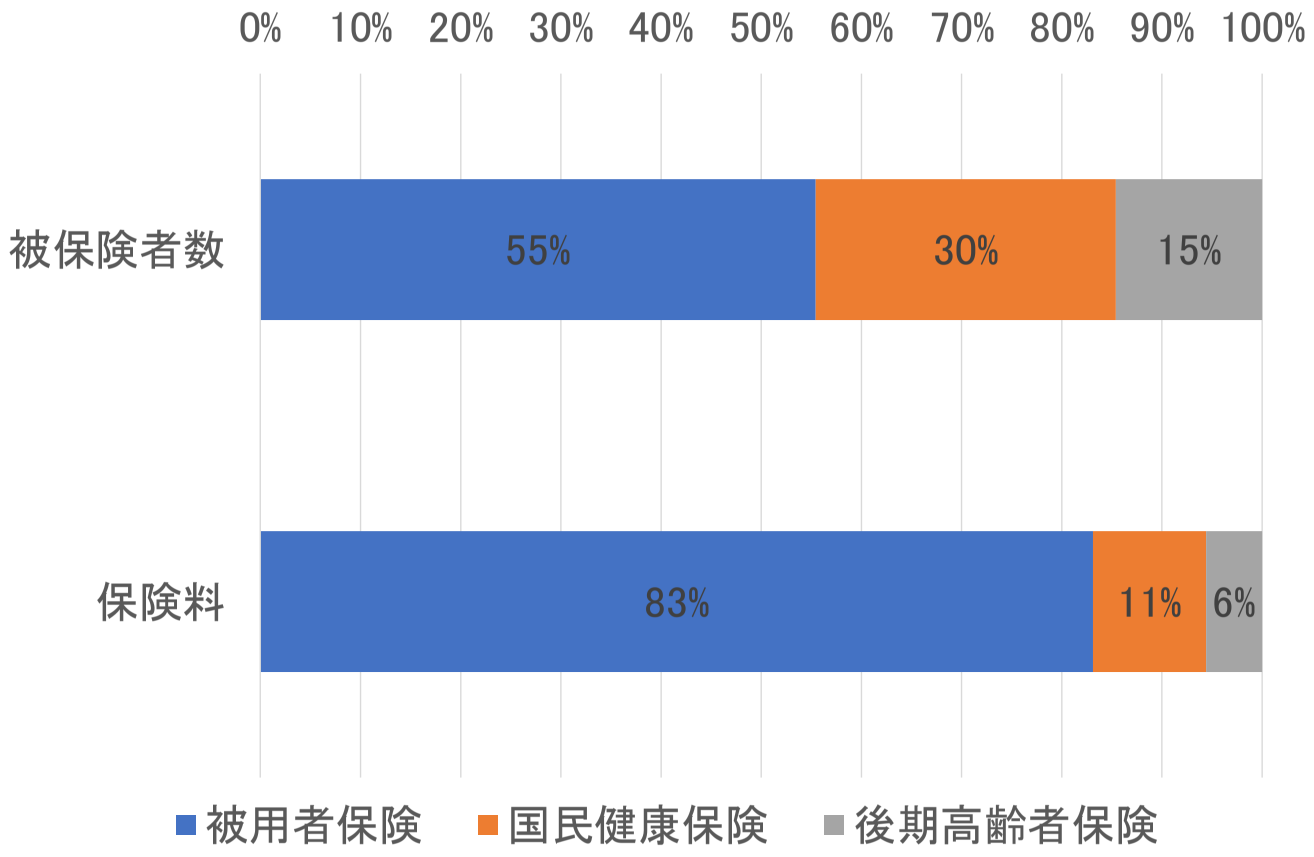

出所：「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」
（厚生労働省保険局調査課）より山井事務所作成

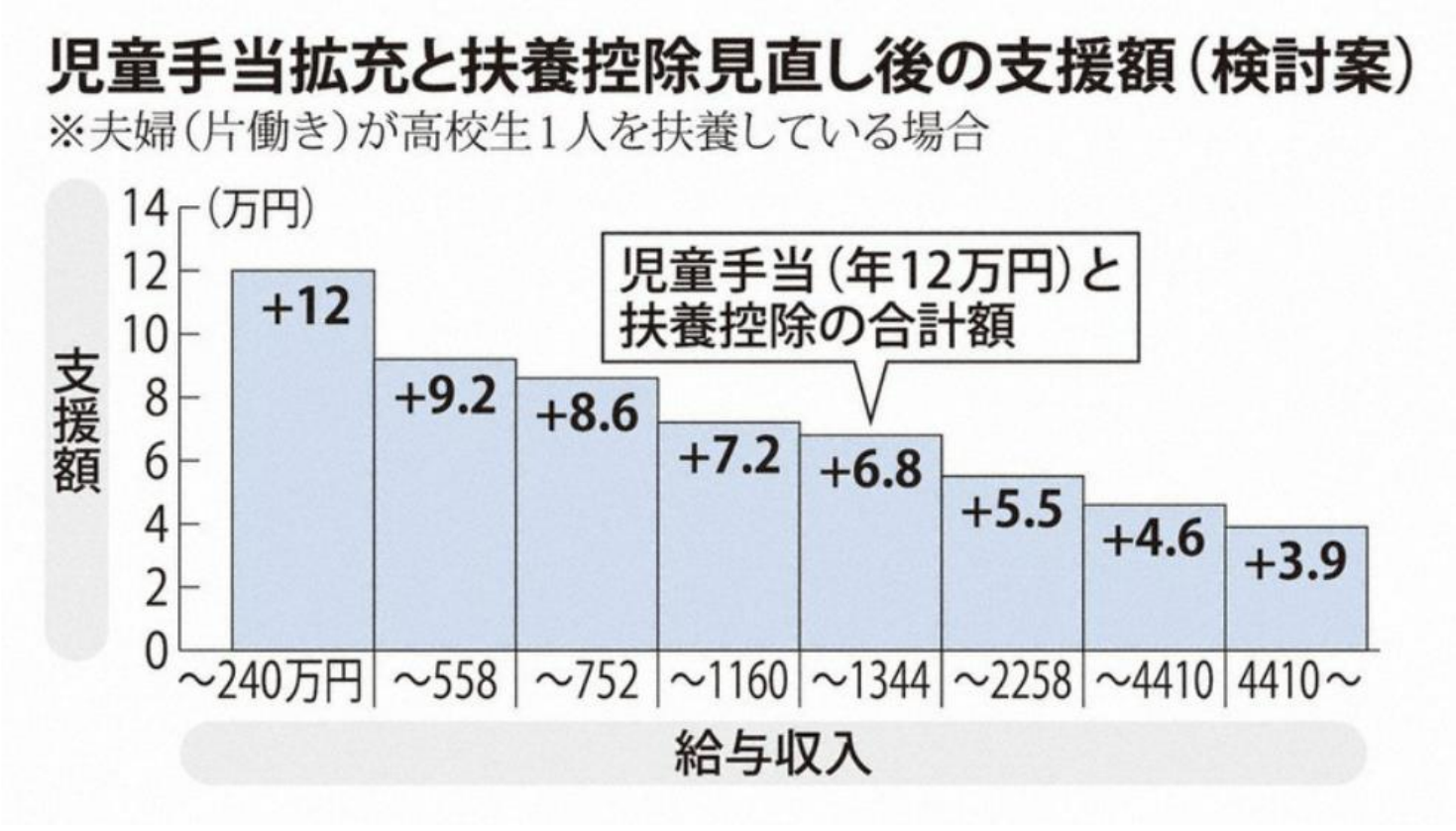

パネル写し

出所：毎日新聞HP2023/12/6配信

自由民主党東京都第二十四選挙区支部（代表：萩生田光一）収支報告書　令和4年分

（その２）

1　収支の総括表

収入総額	不明
（前年からの繰越額）	不明
（本年の収入額）	
支出総額	不明
翌年への繰越額	不明

2　収入項目別金額の内訳

（その7）

（7）寄附の内訳　　寄附者の区分　3.政治団体

行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	日本医師連盟	500,000円	R4/8/16	大京区本駒込6－12－1　8Dかごまち301	松本 吉郎	
2	日本医師連盟	500,000円	R4/12/1	~~文京区本駒込6－19－8~~　文京区本駒込5-10-2	松本 吉郎	
3	（小計）	1,000,000円				
4	清和政策研究会	5,820,000円	不明 R4/[illegible]	千代田区平河町2－7－1　塩崎ビル	松本 淳一郎	

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	19,366,674円	
(2) 光熱水費	619,440円	
(3) 備品・消耗品費	413,849円	
(4) 事務所費	818,287円	
小計	32,306,250円	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	不明 ~~17,246,760円~~ 15,026,160円	173,000円
(2) 選挙関係費	14,223,345円	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	15,008,927円	
ア 機関紙誌の発行事業費	3,341,388円	
イ 宣伝事業費	5,443,955円	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	5,700,726円	
エ その他の事業費	522,858円	
(4) 調査研究費	0円	
(5) 寄附・交付金	16,380,000円	9,750,000円
(6) その他の経費	0円	
小計	不明 ~~[illegible]~~	9,923,000円
合計	不明 ~~[illegible]~~	

訂正 6.2.-2 東京都選挙管理委員会事務局

52	不明	不明	不明	不明

この頁の小計	不明 ~~[illegible]~~
その他の支出	2,713,919円
合計	不明 ~~[illegible]~~

訂正 6.2.-2 東京都選挙管理委員会事務局

パネルの写し

出典：自由民主党東京都第二十四選挙区支部　収支報告書（令和４年分）をもとに渡辺創事務所にて作成
衆議院予算委員会 2024 年 2 月 9 日　渡辺創（立憲民主党・無所属）配布資料

パネル写し

出所：2024年2月9日　衆議院予算委員会 渡辺創委員配付資料

【独自取材】自民党“裏金”リスト86人 最も多い使い道「事務所で保管」 脱税の可能性？

2/10(土) 16:25 配信 881

日テレNEWS NNN

自民党派閥の政治資金をめぐる事件で、派閥からキックバックを受けたり、パーティー券収入の一部を中抜き・プールしたりするなど、いわゆる“裏金”を受け取っていたことが分かった自民党議員は何人いるのか。そして“裏金”の使途は。日本テレビが緊急取材。

▶【詳細まとめ】一覧で見る“裏金”議員リスト（※随時更新）

■“裏金”の実態を日本テレビ独自調査

自民党の派閥の政治資金をめぐる事件で、派閥からキックバックを受けたり、パーティー券収入の一部を中抜き・プールしたりして収支報告書に記載していなかった議員の存在が明らかになった。自民党は安倍派や二階派の議員に対する聞き取り調査に加え、全ての国会議員を対象にしたアンケートを実施したが、結果はいまだ公表されていない。

こうした中、日本テレビの独自取材で“裏金”化したカネを受け取っていた自民党議員は86人にのぼることが判明。注目の使い道については、“裏金”を使わずに保管したと回答する議員が最多となった。“裏金”に手を付けていなければ使途を報告する必要はなくなるが、同時に脱税に当たる可能性も指摘されている。

■“裏金”1000万円以上が21人

2月8日現在、日本テレビの取材でいわゆる“裏金”を受け取っていた自民党の安倍派・二階派議員は86人いることが分かった（うち4人は元国会議員）。東京地検特捜部の立件対象となった過去5年分の“裏金”額の内訳を見ると、86人のうち4000万円以上は3人、2000万円以上4000万円未満は6人、1000万円以上2000万円未満は12人、500万円以上1000万円未満は18人、100万円以上500万円未満は34人、100万円未満は13人だった。

以下、敬称略。

【＊印の議員は、日本テレビの取材に対し5年分の額を公表しないため、収支報告書を元に3年分のみを記載】

1　大野泰正（安倍派）5154万円
2　池田佳隆（安倍派）4826万円
3　谷川弥一（安倍派）4355万円 ※議員辞職
4　二階俊博（二階派）3526万円
5　三ツ林裕巳（安倍派） 2954万円
6　萩生田光一（安倍派） 2728万円 ※安倍派5人衆
7　山谷えり子（安倍派） 2403万円
8　堀井学（安倍派）2196万円
9　橋本聖子（安倍派）2057万円
10　中根一幸（安倍派）1860万円

11　杉田水脈（安倍派） 1564万円
12　世耕弘成（安倍派） 1542万円
13　林幹雄（二階派）1512万円
14　宗清皇一（安倍派） 1408万円
15　福井照（二階派）1254万円 ※元衆院議員
16　長崎幸太郎（二階派）1182万円 ※元衆院議員、現山梨県知事
17　武田良太（二階派） 1172万円
18　平沢勝栄（二階派） 1080万円
19　衛藤征士郎（安倍派）1070万円
20　松野博一（安倍派） 1051万円 ※安倍派5人衆
21　高木毅（安倍派）1019万円 ※安倍派5人衆
22　和田義明（安倍派）990万円
23　宮本周司（安倍派）少なくとも974万円 ＊3年分のみ公開
24　簗和生（安倍派） 少なくとも924万円 ＊3年分のみ公開
25　柴山昌彦（安倍派）896万円
26　堀井巌（安倍派）876万円
27　小田原潔（安倍派）少なくとも844万円 ＊3年分のみ公開
28　関芳弘（安倍派）836万円
29　丸川珠代（安倍派）822万円
30　馳浩（安倍派）819万円 ※元衆院議員、現石川県知事

31人目以降の議員含む詳細は、以下サイトを参照。

■一体何に使った？ 最多は「事務所で保管・未使用」

今回“裏金”が分かった86人の「使い道」は次の通り。最も多い「事務所で保管・未使用」は26人、次いで「事務所経費・会合費等」20人、「不明・未回答」22人、「政治活動費」12人という結果。

注目すべきは最多の回答となった「事務所で保管・未使用」だ。“裏金”に手を付けないままにしていれば、使っていないので、自らの政治資金収支報告書の「支出」欄で使い道を明らかにする必要はなくなる。

一方でこうした現金・預金などでの“裏金”保管は使途の公開とは別に、「課税」つまり税金の面で問題が起きうると指摘されている。手つかずのままになっていた“裏金”が政治団体の収入であれば「政治資金」として非課税の扱いになるのだが、国税当局によって議員個人の収入だと認定されると個人所得として税金がかかるのだ。野党側は「そもそも“裏金”になっている以上、政治資金ではなく議員個人の所得として扱うべきで、所得税の脱税に当たる可能性もある」と追及を強めている。

●“裏金”の主な使い道

「事務所で保管・未使用」 26人「事務所経費・会合費等」 20人「不明・未回答」 22人「政治活動費」 12人その他の回答 6人

■3年分しか不記載額を明らかにしない議員も…

今回、日本テレビが独自に実施したアンケートや各議員に対する取材では、訂正した収支報告書が公開される直近3年分だけではなく、東京地検特捜部が時効にかからない範囲として立件した過去5年分の不記載額について質問した。

その結果、アンケートや取材に回答しないなどの理由で3年分しか不記載額を明らかしなかった議員はあわせて19人にのぼった。今後、これら19人の議員について5年分の不記載額が明らかになると、いわゆる“裏金”の総額はさらに増え、ランキング上位に浮上してくる議員も出てくるとみられる。

また、萩生田前政調会長や高木前国対委員長のように自らの政治資金収支報告書を訂正したものの、使途や金額を「不明」とし、詳細を明らかにしない例も相次いでいる。

いまだに具体的な“金額”や“使い道”の全貌を公表していない議員には、自民党による聞き取り調査やアンケートの公表に先立って、速やかに正確かつ明確な説明をすることが求められている。

出所：日テレNEWS HP2024/2/10配信

総理に伺います。

全て政治団体への寄附でした、だから非課税です、それだけで済ませるのではなく、本当に何に使っていたのか、領収書や証拠はあるのか、非課税にするなら、これを全て調べる必要が当然あるのではないでしょうか。

○岸田内閣総理大臣　まず、今回の事態、事件に関しては、検察は所要の捜査を遂げて、法と証拠に基づいて、処理すべきものは厳正に処理を行っているものと認識しております。

そして、課税されるかどうかということについては、まさに国税なり、さらには検察が判断すべきことであると承知をしております。

そして、党としては、政治責任等を考える上で、聞き取り調査を行ってまいります。その上で、説明責任を果たしてまいりたいと思います。

○井坂委員　皆さん、今は、政治団体への寄附でしたということで修正をされているんです。

ところが、当初は会見で正直に話しておられる議員さんもたくさんいらっしゃいます。ここにありますように、政策活動費として認識をしていたとか、政策活動費として戻すと派閥に言われたとか、政策活動費としてもらっていた、当初こういうふうに皆さん正直に答えておられるわけであります。

ちなみに、この政策活動費、さっきから議論になっておりますが、これは政党から個人に支払われるお金であります。

総理に伺いますが、お金を渡した派閥の側も、受け取った議員の側も、政治団体への寄附ではなくて、個人が領収書なしで使えるお金だと認識をしていたのではないでしょうか。

○岸田内閣総理大臣　政策活動費については、先ほど申し上げたように、党勢拡大や政策立案、調査研究を行うための支出であります。

個人に渡したなど、その使い道等については、法律に基づいて明らかにすべきものであると考えています。

○井坂委員　総理、そういうことではないんです。

これは実は政策活動費ではないんです。ただ、受け取った方、皆さん口をそろえて、政策活動費だと思っていましたと。要は、個人が領収書なしで使っていいお金だと思っていましたと。個人で受け取っている認識なんですよ、皆さん。渡している方も、これは政策活動費みたいなものだからといって、どうも渡しておられた節があります。

渡した側も受け取った側も、これは政治団体への寄附ではなくて、個人に対するお金の受渡しだ、そういう認識でやっていたのではないでしょうか。

○岸田内閣総理大臣　それぞれどう認識したか、どう受け止めていたか、様々な発言があるということでありますが、いずれにせよ、検察は捜査を行いました。捜査を行った上で、法と証拠に基づいて処理すべきもの、厳正に処理したと認識しております。

その結果として、処分が明らかになったと認識をしております。

○井坂委員　要は、裏金がばれたら、いや、政治団体のお金でしたと修正して全て非課税になるなら、これは政治家は脱税し放題だと思いますよ。

本人の言い分をうのみにせずに、本当に政治団体のお金として受け取り、そして使ってきたのか、実態を調査するのは、これは一般論として当然だと思いますが、総理、課税対象となるかどうか、調査していただけますね。

○岸田内閣総理大臣　まさに、おっしゃるように、関係者本人の言い分をうのみにしてはならないということで捜査が行われたんだと承知をしております。

検察は、捜査を行い、法と証拠に基づいて、処理すべきものを厳正に処理したと認識をしております。その判断に基づいて処分が出されたものだと認識しております。

そして、課税については国税等が判断すべき課題であると認識をいたします。

○井坂委員　総理がおっしゃるのは、要は、検察が捜査して、今起訴されていないような方はもう別に問題ないんだ、そういう認識だということなんでしょうか。

○岸田内閣総理大臣　検察の捜査が行われ、法的な責任は判断され、処分がされたと思います。

しかしながら、政治家としての説明責任、そして政治的な責任については党としても明らかにしなければならないということで、聞き取り調査を今行っている次第であります。

○井坂委員　今日、何で四つのケースに分けて国税庁にも細かく答弁を求めたかといいますと、やはり、具体的な、実際報道ベースでいろいろな、こういう使い方をしたとか使わなかったとか、皆さんおっしゃっているんです。それをやはり一つ

次第訂正いたしますというふうに記載がございました。

○後藤（祐）委員　八王子で大地震でもあったんですか、雪は降っていたけれども。

災害の場合は分かりますよ。だけれども、萩生田議員は、何らかの理由でそれを出したくなかった、あるいはなくしてしまった、そんな単純な理由で不明ということにしていいんですか、災害でなくとも。

○松本国務大臣　繰り返しになりますが、過去の事例ということで災害などと例を挙げさせていただきましたけれども、政治団体側で収支報告書を正確に記載することができない場合に、記載できない項目については不明と記載をし、確認ができた範囲内で収支報告書を記載して提出された事例があるということを申し上げたところでございます。

その上で、これも先ほど申し上げましたけれども、収支の一部に記載項目が不明なものがありますが、判明次第訂正いたしますと政治団体側から宣誓書に記載をして提出をされているというふうに理解をしております。

○後藤（祐）委員　こんなのを認めちゃうんですね、総務省は、あるいは県の選管は。何でもありじゃないですか、こんなことを言ったら。

じゃ、これの税との関係を、国税庁次長、お越しいただいておりますけれども、聞きたいと思います。

この収支報告書の訂正前は、萩生田議員個人の収入とみなしていたんでしょうね。それを、この収支報告書を訂正することで、政治団体、この場合は自民党の支部の収入ということにして、そうなると、その途端に非課税になっちゃうということですか。収入額も収入のあった日も何も不明という収入を形だけ収支報告書に載っけてしまえば、税法上も全て免税になっちゃうんですか。

それとも、たとえこういった収支報告書が訂正されたとしても、総務省なり県の選管が認めたとしても、税法上の判断は全く別であって、個人としての収入、雑収入だと思いますが、個人としての収入だと認められる可能性があるということですか。国税庁からの見解をお願いします。

○星屋政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘の政治資金につきましては、それが政治団体に帰属するのか政治家個人に帰属するのかによって課税関係が異なるということでございますが、これにつきましては、事実関係に即して個別に判断するということでございます。

その判断に当たりましては、収支状況の、報告書、状況のみならず、その管理の状況とか、あるいは支出がどうなったかとか、それらを総合的に判断するということでございます。

○後藤（祐）委員　次長、もう一度はっきりお答えいただきたいんですが、収支報告書の訂正が認められたから税法上も非課税になるということは、イコールということではないということでいいですね。あくまで、訂正がなされたということとは関係なく、具体的な事実でもって、免税になるかどうか、政治資金として認められるかどうかが判断されるということでよろしいですね。

○星屋政府参考人　お答え申し上げます。

所得税につきましては、実質所得課税の原則ということでございますので、事実関係に基づいて判断するということでございます。

○後藤（祐）委員　その事実関係というのは、収支報告書がこのように訂正され、県の選管がそれを認めたという事実関係ではなくて、萩生田さんなりそれぞれの政治家が、どういう収入が実際にあって、あるいは、それを何に使っていてという事実関係だということでよろしいですか。

○星屋政府参考人　お答え申し上げます。

実質課税と今申し上げましたが、実質的にその資金が誰が管理をしていたのか、どういう、実態に即して判断をするということでございます。

○後藤（祐）委員　実態ということは、この収支報告書の書き方ということではなくて、お金の実態がどうなっていたかということに基づいて判断されるということですから、萩生田さんは脱税の疑いがあるということなんじゃないですか。

総理、こんな不明、不明、不明、不明なんて収支報告書の訂正、実務としては県の選管とか総務省は受け付けるかもしれないけれども、こんなの、脱税の疑いのあるマネーロンダリングじゃないですか。総理、どう思いますか。

○小野寺委員長　総務大臣松本剛明君。（後藤（祐）委員「総理ですよ。総理の見解を聞いているんですよ」と呼ぶ）まず所掌から。

○松本国務大臣　政治資金規正法上も、事実に基づいて報告をし、事実に基づいての修正をしていただくものでございまして、罰則の適用について

※赤傍線は山井事務所にて付記

2024.02.11 # 選挙 # 不正・事件・犯罪 # 政局

パーティー券キックバック、起訴3議員以外の議員の課税所得未申告疑惑は、なぜ脱税問題とされないのか？

野口 悠紀雄 プロフィール

資金団体が受け取った場合：「確実に公益目的」か？

なんらかの証拠によって、資金団体が受け取ったと証明できる場合にはどうか？

キックバック収入の場合、派閥から「資金収支計算書に記載しなくてよい」と言われたと報道されている。

政治資金であれば記載する必要があるのだから、「記載しなくてよい」というのは、「政治資金ではない」という意味だと解釈せざるを得ない。

相続税法第21条の3の3は、　「宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの」が非課税としている。

しかし、ここでは、「確実なもの」と限定していることに注意が必要だ。「資金収支計算書に記載しなくてよい」というのでは、「公益を目的とする事業の用に供することが確実」とは到底言えないだろう。

また、後になって領収書を出してきて、「公益を目的とする事業の用に供した」といっても駄目だろう。寄付を受けた段階で、「公益を目的とする事業の用に供することが確実」でなければならないのだ。

したがって、キックバック裏金収入は課税所得だと考えられる。だから、税務申告する必要があると考えられる。

今回、検察は、不記載額が4000万円以上の3人の議員のみを起訴あるいは略式起訴として捜査終結としたのだが、残りのキックバック受領者には、この問題が残っていると考えられることに注意が必要だ。

出所：現代ビジネスHP2024/2/11配信

【毎日新聞朝刊　2024/2/12】

政治の裏金と「脱税疑惑」

無職　上野　隆71（兵庫県）

自民党派閥の政治資金パーティーを巡る裏金事件の次のステージは、政治資金規正法違反から、「脱税疑惑」への税務調査に移るべきではないでしょうか。

政治資金は非課税なので、入出金や使途について政治資金収支報告書に記載する必要があります。未記載ならば「雑所得」とみなされて課税対象になるはずです。後から「実は政治資金だった」と訂正して済む話ではないと思います。安倍派の場合、パーティー収入の一部を専用口座に入金したままで収支報告書に記載していなかったものがあると言います。開いた口が塞がりません。

昔、映画「マルサの女」で、脱税の手口が描かれていました。今回の事案で脱税の疑いを指摘する識者も結構います。国税庁は手をこまねいているのでしょうか。確定申告の季節です。各税務署で「国会議員は自分たちより悪いことをしているじゃないか」と不平が出ないとも限りません。

「裏金で課税逃れ」追及

衆院予算委で、立憲民主党の長妻昭政調会長（左手前から2人目）の質問に答弁する岸田文雄首相＝6日午前、上田幸一撮影

「議員個人への寄付は所得」

立憲、収支報告書の「矛盾」指摘

裏金も、使い切らなかった「政策活動費」も、議員の所得に当たるのでは。ならば課税が必要では――。自民党の裏金事件に端を発する政治とカネの問題は、議員による「課税逃れ」にも飛び火。党内からも自主申告を求める声が出ている。

（伊沢健司、千葉卓朗、花野雄太）▼1面参照

衆院予算委

時時刻刻

「自民党議員は裏金を懐に入れ、脱税疑惑もある。追徴課税もない。国民は（消費税の）インボイス制度が始まり、1円から税金を支払っている」。6日の衆院予算委員会で、立憲民主党の早稲田夕季氏は、派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金事件に関与した自民議員に関する「課税逃れ」の疑いを指摘した。

立憲は「裏金国会」と位置づけた今国会を「脱税国会」とも位置づけている。今月には確定申告が始まるため、国民が税金の話に敏感になると考えているためだ。

先月以降、安倍派や二階派の議員が、派閥から自らの政治団体に「寄付」があったなどとして、政治資金収支報告書を相次いで訂正した。

立憲は、この訂正の「矛盾」に目をつける。訂正は、政治団体としての派閥から、議員の政治団体に寄付したとするが、寄付の実態が議員本人に対するものならば政治資金規正法違反になる。加えて議員の個人所得にもなり、納税義務が生じるとみているからだ。

この日の審議で、長妻昭政調会長は、ある安倍派議員が「『議員個人』から『議員の政党支部』への寄付」と記載していたのに、「『派閥』から『議員の政党支部』への寄付」と訂正した事例を紹介。訂正前と後を照らし合わせれば、裏金が派閥から議員個人へ、議員個人から政党支部に渡っている証左になり、「いったん（議員本人が）もらったならば、個人所得になるのではないか」とただした。

これに対し、岸田文雄首相は、「派閥が支出した資金を議員個人が受領した例は把握していない」と強調し、長妻氏の質問に直接の回答を避けた。長妻氏は「（訂正後が）虚偽であれば罪は大きい」と主張した。

立憲は、政党から党幹部ら個人に渡され、使い道を明らかにしなくていい「政策活動費」をめぐっても同様の疑惑に照準を合わせる。政治活動として使い切れなかった残額は政治家個人の「雑所得」となり、所得税の課税対象となるためだ。

米山隆一氏は、自民の二階俊博氏が幹事長に在任した5年間に計48億円受け取っていたことを踏まえ、「（換算すれば）1時間で10万円。寝ている時も起きている時も、ひたすら政治のために支出し続けた。ありえますか」と述べ、「誰がどう常識的に考えても相当額が残っているはずだ」と指摘。二階氏に残額があるかどうかを確認するよう事前に求めていたとして、首相をただした。

首相は、事実確認をしたかどうかの明言を避け、「（二階氏は）党勢拡張のために使用しているものと当然認識している」。具体的根拠を示さないまま、二階氏個人の雑所得にはならず、「申告の必要はない」と答弁した。

米山氏は「行政府の長として『税務調査をすべきだ』と国税局に指示すべきだ」と批判。首相は「税務行政の中立性」を理由に「指示を行うことは控えている」と述べるにとどめた。

認定は税務当局次第

自民内 自主申告求める声も

政治資金パーティー収入を巡る裏金は課税されるのか。その判断の分かれ目は、裏金が「議員の個人所得」か、「政治団体の収入」かの認定だ。

政治資金収支報告書に記載して報告する義務がある。しかし自民党安倍派は、所属議員側に対して派閥パーティー券販売のうち販売ノルマを超えた分の現金を「報告書に記載しなくてよい」と指示して提供していた。

国会審議で野党側は「（収支報告書に）記載しないということは、議員個人で使っていいお金として議員は受け取ったということだ」（立憲の小西洋之氏）とし、「個人所得」だと主張した。

一方、首相は裏金を巡る一連の問題についての東京地検特捜部の捜査の結果を踏まえ、「政治団体への寄付であると（検察に）認定された」と答弁。「団体収入」との見方を示した。

裏金が、税務上「個人所得」とみなされる可能性はあるのか。

安倍派議員の説明によると、裏金は「派閥事務所から現金で渡され、担当者が自分の机の鍵付きの引き出しで保管していた」（萩生田光一前政調会長）など、議員秘書らが管理・保管していたケースが目立つ。

大阪学院大の八ツ尾順一教授（租税法）は「議員の指示で動く秘書らスタッフは、実質的に議員と一体。事務所保管の現金は、政治団体の経理とは別に秘書らが個人で管理していたとみられ、税務上は議員個人の所得になりえる」と指摘する。

一連の問題の捜査終結以降、裏金を「派閥から議員の政治団体への寄付」として収支報告書の訂正を届け出る動きが相次いでいる。訂正によって規正法上、裏金は「団体収入」となる。

しかし、収支報告書の訂正と課税は別問題だ。国税庁幹部は「収支報告書に何を書いたかやどう訂正したかは、税務上は関係ない。帰属と使途を解明し、適正な申告がされているかを調べるのが我々の仕事」と話す。

今後、税務署による税務調査などを通じて裏金が「個人所得」と認定されれば、政治活動への支出と認定された経費を引いた額に課税され、議員は過去にさかのぼって税金を支払うことになる。

現時点で、裏金問題を巡り、税務当局が政治団体を調査しているかは不明だ。ただ、税務調査が行われなくても、議員は自らの判断で裏金を所得として税務署に自主申告して納税することができる。その後、税務署が調査すれば、さらに追徴課税される可能性もある。

立憲の階猛氏は1月29日の衆院予算委で「（裏金を得た自民党議員には）全員、修正申告をして納税義務を果たすよう命じるべきだ」と迫った。首相は「法律に従って厳正に対応をさせます」と答弁した。

自民内部からは「収支報告書の修正はやるべきじゃない。議員は所得として追徴課税で納め、責任を取るべきだ」（現役閣僚）といった声もあがっている。

パネル写し

5年で裏金2000万円 納税額は

雑所得・延滞分などで計1062万円

大半の議員は「議員の政治団体への寄付」だったと政治資金収支報告書を修正しているが、仮に、裏金が税務上の「個人所得」と認定された場合、議員の納税額はいくらになるのか。八ツ尾教授の協力を得て、試算した。

そもそも政治家個人が政党以外の政治団体から金銭を寄付されることは規正法で禁じられている。ただ、違法な寄付であっても「課税の対象となる」（星屋和彦・国税庁次長の国会答弁）という。

国税庁のホームページに1月下旬に掲載された資料「政治資金に係る『雑所得』の計算等の概要」によると、寄付などは「雑所得」として扱われ、所得課税の対象となる。政治家は1年間に受け取った「政治資金収入」から「政治活動のために支出した費用」を差し引いた額を、雑所得として申告しなければならない。

大半の国会議員は給与が年間2千万円を超え、税務署に所得を毎年確定申告している。申告していない裏金分は「過少申告」となり、修正申告が必要で「延滞税」も課される。税務調査後に申告すると、「過少申告加算税」が追徴課税される。

2018～22年の5年間に毎年400万円ずつ計2千万円の裏金を受領し、500万円を支出した議員がいたとする。支出分の領収書はすでに破棄し、費用と認められず、裏金全額が雑所得として課税対象になると仮定する。

衆院議員の給与所得は2千万円以上あり、基礎控除や扶養控除を考慮しても、課税所得は所得税率40％が適用される1800万円超と想定される。住民税は10％かかる。

こうした前提で試算すると、この議員が納める本来の税額は1千万円。ここに5年分の延滞税62万円が追徴され、納税額は計1062万円になる。税務調査後の修正申告の場合は、所得税額10％の過少申告加算税が課され、80万円がさらに追徴される。

仮に、所得の事実の「隠蔽・仮装」や「いつわり」などを行い悪質性が高いと税務署が認定すると、35％の重加算税が課されたり、延滞税の課税が重くなったりする。

派閥からの裏金は課税されるのか

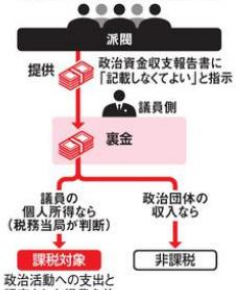

※赤傍線は山井事務所にて付記

- 回答で「なかった」と答えた者、回答を明記しなかった者、誤記載だったと答えた者のうち、派閥側が訂正した令和２～４年分の収支報告書の中で、「支出を受けた者の氏名」に記載があった政党支部・政治団体の代表者については、調査の回収後に改めて聞き取りを行った。

- 聞き取りでは、本来派閥側からの寄附として記載するべき収入は別な項目で計上していたため、記載漏れや不記載ではないとする説明もあったが、いずれにしても正確に記載していなかったことに違いはなく、以下、該当する議員等８５名の氏名及び聞き取りの中などで申告のあった本来派閥からの寄附として計上するべき金額を明らかにすることとした。

- 本アンケート調査は同時並行で行ってきた関係者からのヒアリングを補足し、また、必要に応じてヒアリングの対象者に加えるべく行ったものである。ヒアリングの結果については別途取りまとめる予定だが、わが党は今回の事態を真摯に反省し、このようなことが繰り返されないよう政治刷新、党改革に取り組む。

※（氏名横の「衆」は衆議院議員、「参」は参議院議員、「支」は選挙区支部長を示す）

	氏名	平成30年 (a)	令和元年 (b)	令和２年 (c)	令和３年 (d)	令和４年 (e)	(c)+(d)+(e) (f)	(a)+(b)+(f)
衆	青山　周平	400,000	1,180,000	360,000	260,000	100,000	720,000	2,300,000
衆	稲田　朋美	0	0	0	960,000	1,000,000	1,960,000	1,960,000
衆	井原　巧	0	0	0	0	1,680,000	1,680,000	1,680,000
衆	上杉　謙太郎	230,000	0	460,000	0	2,400,000	2,860,000	3,090,000
衆	衛藤　征士郎	0	1,000,000	3,500,000	6,200,000	0	9,700,000	10,700,000
衆	大塚　拓	0	1,200,000	3,460,000	2,640,000	2,640,000	8,740,000	9,940,000
衆	小田原　潔	940,000	3,020,000	3,580,000	1,340,000	3,520,000	8,440,000	12,400,000
衆	越智　隆雄	380,000	280,000	80,000	0	100,000	180,000	840,000
衆	尾身　朝子	0	2,560,000	1,060,000	1,650,000	960,000	3,670,000	6,230,000
衆	加藤　竜祥	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000
衆	亀岡　偉民	380,000	180,000	400,000	2,000,000	520,000	2,920,000	3,480,000
衆	菅家　一郎	2,930,000	3,180,000	1,040,000	5,740,000	0	6,780,000	12,890,000
衆	木村　次郎	780,000	140,000	820,000	0	620,000	1,440,000	2,360,000
衆	小森　卓郎	0	0	0	0	700,000	700,000	700,000
衆	佐々木　紀	140,000	40,000	1,080,000	580,000	0	1,660,000	1,840,000
衆	塩谷　立	240,000	140,000	760,000	0	1,200,000	1,960,000	2,340,000
衆	柴山　昌彦	840,000	2,560,000	3,460,000	1,300,000	800,000	5,560,000	8,960,000
衆	下村　博文	0	360,000	1,240,000	1,880,000	1,280,000	4,400,000	4,760,000
衆	杉田　水脈	3,400,000	3,520,000	3,180,000	0	5,540,000	8,720,000	15,640,000

パネル写し

出所：自由民主党資料

	氏名	平成30年 (a)	令和元年 (b)	令和2年 (c)	令和3年 (d)	令和4年 (e)	(c)+(d)+(e) (f)	(a)+(b)+(f)
衆	鈴木　英敬	0	0	0	0	2,800,000	2,800,000	2,800,000
衆	鈴木　淳司	0	80,000	300,000	220,000	0	520,000	600,000
衆	関　芳弘	1,000,000	2,120,000	1,200,000	3,220,000	820,000	5,240,000	8,360,000
衆	髙木　毅	660,000	880,000	4,200,000	3,350,000	1,100,000	8,650,000	10,190,000
衆	髙鳥　修一	600,000	0	1,960,000	1,480,000	1,400,000	4,840,000	5,440,000
衆	武田　良太	4,940,000	2,600,000	3,880,000	7,060,000	780,000	11,720,000	19,260,000
衆	谷川　とむ	200,000	340,000	660,000	680,000	0	1,340,000	1,880,000
衆	田畑　裕明	240,000	0	180,000	260,000	0	440,000	680,000
衆	中根　一幸	8,380,000	5,880,000	3,860,000	480,000	0	4,340,000	18,600,000
衆	二階　俊博	8,020,000	9,560,000	6,180,000	6,220,000	5,280,000	17,680,000	35,260,000
衆	西村　明宏	0	0	3,020,000	1,460,000	1,060,000	5,540,000	5,540,000
衆	西村　康稔	120,000	180,000	320,000	380,000	0	700,000	1,000,000
衆	根本　幸典	0	240,000	1,940,000	1,660,000	360,000	3,960,000	4,200,000
衆	萩生田　光一	4,380,000	3,380,000	4,820,000	8,880,000	5,820,000	19,520,000	27,280,000
衆	林　幹雄	480,000	480,000	8,460,000	4,860,000	1,800,000	15,120,000	16,080,000
衆	平沢　勝栄	4,720,000	2,650,000	2,880,000	7,920,000	0	10,800,000	18,170,000
衆	福田　達夫	20,000	20,000	600,000	160,000	180,000	940,000	980,000
衆	藤原　崇	0	40,000	0	0	100,000	100,000	140,000
衆	細田　健一	0	900,000	3,400,000	1,340,000	0	4,740,000	5,640,000
衆	堀井　学	4,820,000	6,280,000	4,360,000	6,500,000	0	10,860,000	21,960,000
衆	松野　博一	1,120,000	740,000	3,150,000	5,500,000	0	8,650,000	10,510,000
衆	三ッ林　裕巳	3,620,000	7,840,000	10,160,000	6,420,000	1,500,000	18,080,000	29,540,000
衆	宮内　秀樹	0	160,000	260,000	210,000	980,000	1,450,000	1,610,000
衆	宮澤　博行	0	0	580,000	420,000	320,000	1,320,000	1,320,000
衆	宮下　一郎	0	0	0	120,000	0	120,000	120,000
衆	宗清　皇一	3,440,000	2,100,000	3,280,000	3,160,000	2,100,000	8,540,000	14,080,000
衆	簗　和生	3,380,000	4,840,000	4,430,000	4,210,000	600,000	9,240,000	17,460,000
衆	山田　美樹	240,000	180,000	240,000	100,000	0	340,000	760,000
衆	義家　弘介	20,000	40,000	860,000	980,000	1,790,000	3,630,000	3,690,000
衆	吉野　正芳	1,280,000	1,180,000	2,100,000	940,000	1,100,000	4,140,000	6,600,000
衆	若林　健太	1,040,000	800,000	780,000	720,000	340,000	1,840,000	3,680,000
衆	和田　義明	1,420,000	1,380,000	1,840,000	3,000,000	2,260,000	7,100,000	9,900,000
参	赤池　誠章	100,000	1,600,000	380,000	320,000	280,000	980,000	2,680,000
参	石井　正弘	480,000	1,320,000	840,000	420,000	720,000	1,980,000	3,780,000

パネル写し

出所：自由民主党資料

	氏名	平成30年 (a)	令和元年 (b)	令和2年 (c)	令和3年 (d)	令和4年 (e)	(c)+(d)+(e) (f)	(a)+(b)+(f)
参	石田　昌宏	0	0	0	0	260,000	260,000	260,000
参	井上　義行	80,000	0	700,000	1,000,000	0	1,700,000	1,780,000
参	上野　通子	1,180,000	120,000	1,000,000	80,000	800,000	1,880,000	3,180,000
参	江島　潔	120,000	280,000	380,000	620,000	1,400,000	2,400,000	2,800,000
参	衛藤　晟一	0	0	0	0	800,000	800,000	800,000
参	太田　房江	400,000	1,580,000	160,000	0	0	160,000	2,140,000
参	岡田　直樹	840,000	940,000	2,880,000	2,280,000	800,000	5,960,000	7,740,000
参	加田　裕之	0	0	2,040,000	2,100,000	2,340,000	6,480,000	6,480,000
参	北村　経夫	80,000	120,000	380,000	0	600,000	980,000	1,180,000
参	酒井　庸行	0	540,000	20,000	20,000	0	40,000	580,000
参	佐藤　啓	360,000	320,000	220,000	20,000	2,140,000	2,380,000	3,060,000
参	末松　信介	20,000	0	400,000	1,320,000	4,100,000	5,820,000	5,840,000
参	世耕　弘成	1,020,000	6,040,000	3,600,000	4,760,000	0	8,360,000	15,420,000
参	高橋　はるみ	0	0	220,000	0	0	220,000	220,000
参	長峯　誠	60,000	320,000	400,000	100,000	280,000	780,000	1,160,000
参	西田　昌司	350,000	1,420,000	1,260,000	680,000	400,000	2,340,000	4,110,000
参	野上　浩太郎	0	40,000	920,000	40,000	0	960,000	1,000,000
参	橋本　聖子	2,020,000	15,660,000	2,890,000	0	0	2,890,000	20,570,000
参	羽生田　俊	580,000	1,260,000	900,000	2,480,000	2,960,000	6,340,000	8,180,000
参	堀井　巌	1,020,000	3,080,000	1,160,000	1,980,000	1,520,000	4,660,000	8,760,000
参	松川　るい	0	100,000	580,000	480,000	880,000	1,940,000	2,040,000
参	丸川　珠代	60,000	3,040,000	1,000,000	1,950,000	2,170,000	5,120,000	8,220,000
参	宮本　周司	2,160,000	2,920,000	3,720,000	4,020,000	2,000,000	9,740,000	14,820,000
参	森　まさこ	0	1,140,000	380,000	0	1,300,000	1,680,000	2,820,000
参	山崎　正昭	0	0	40,000	0	0	40,000	40,000
参	山田　宏	960,000	1,820,000	1,000,000	1,620,000	200,000	2,820,000	5,600,000
参	山谷　えり子	4,840,000	4,000,000	4,410,000	5,680,000	5,100,000	15,190,000	24,030,000
参	山本　順三	220,000	0	340,000	20,000	0	360,000	580,000
参	吉川　ゆうみ	0	0	1,660,000	0	740,000	2,400,000	2,400,000
支	今村　洋史	0	0	0	0	2,200,000	2,200,000	2,200,000
支	中山　泰秀	1,580,000	1,540,000	2,300,000	2,040,000	1,620,000	5,960,000	9,080,000
支	加納　陽之助	0	0	0	0	400,000	400,000	400,000

合計額　3億7271万円　5億7949万円

パネル写し

出所：自由民主党資料。合計額は、山井事務所にて積算し記載。

課税所得（1800万円以上） × 所得税率 40% ＝ 所得税額

＋

課税所得（1800万円以上） × 住民税率 10% ＝ 住民税額

＝

課税所得（1800万円以上） × 税率 50% ＝ 納税額

※税務調査後の納税は、過少申告税、延滞税の対象となる可能性がある。

パネル写し

出所：国税庁資料および総務省資料より山井事務所作成

自民党の裏金は「脱税」で起訴されるべき…元国税調査官が「パーティー券収入非課税」を問題視するワケ

大村 大次郎
元国税調査官

世間の常識からあまりに乖離している

PRESIDENT Online

自民党の裏金問題では、これまで「政治資金収支報告書の不記載」が問題視されてきた。しかし、そもそもパーティー券収入は非課税でいいのだろうか。元国税調査官の大村大次郎さんは「世論の高まりがあれば、今後、税務調査が入り、政治家が脱税で起訴される可能性もある」という――。

「パーティー券収入のキックバック」に脱税の指摘

自民党の裏金問題が尾を引いている。

清和会（安倍派、2024年1月19日に解散決定）が派閥のノルマを超えたパーティー券販売収入をキックバックし、事実上の裏金としていたことが、東京地検特捜部の捜査によって明らかになった。

自民党の池田佳隆衆院議員が政治資金規正法違反の疑いで逮捕。ほか議員2人が在宅起訴、略式起訴されている。

今回の事件について、ネットなどでは「これは脱税にあたるのではないか」という指摘がなされている。

派閥の各議員にキックバックされたお金は、収支報告書に記載されておらず、「裏金化」しており、当然、税務申告もされていない。世間で「脱税ではないか」という疑念が生じるのは無理もない。

国税は政治家に対して「非常に弱腰」

が、キックバック議員たちが脱税で起訴されるかというと、残念ながらそのハードルは非常に高いと言わざるを得ない。

まず第1のハードルとして、政治家に対して税務当局（国税庁、東京地検特捜部など）は「非常に弱腰」ということがある。

国税庁は本来、相手が首相であろうとも、税務調査を行い、脱税を摘発する権利を持っている。

政治団体には税務署への申告義務はないが、政治家個人は税務署への申告義務がある。もし、その申告におかしな点があれば、国税は政治家を税務調査することもできるし、そこから政治団体の金に斬りこむこともできるはずなのだ。

しかし、国税は政治家に対して、まともに税務調査をしていないのである。

出所：PRESIDENT Online HP 2024/2/7配信

こども・子育て支援金制度（3）

支援納付金の徴収

- 各年度における支援納付金の総額は、充当事業の所要額の変動に対応するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定。
- 支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおり。
  - ＊ 後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分（現行の出産育児支援金における按分と同様）
  - ＊ 被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
  - ＊ 被用者保険間：総報酬に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）

※ 支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務については、介護納付金の事務を参考としつつ、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。

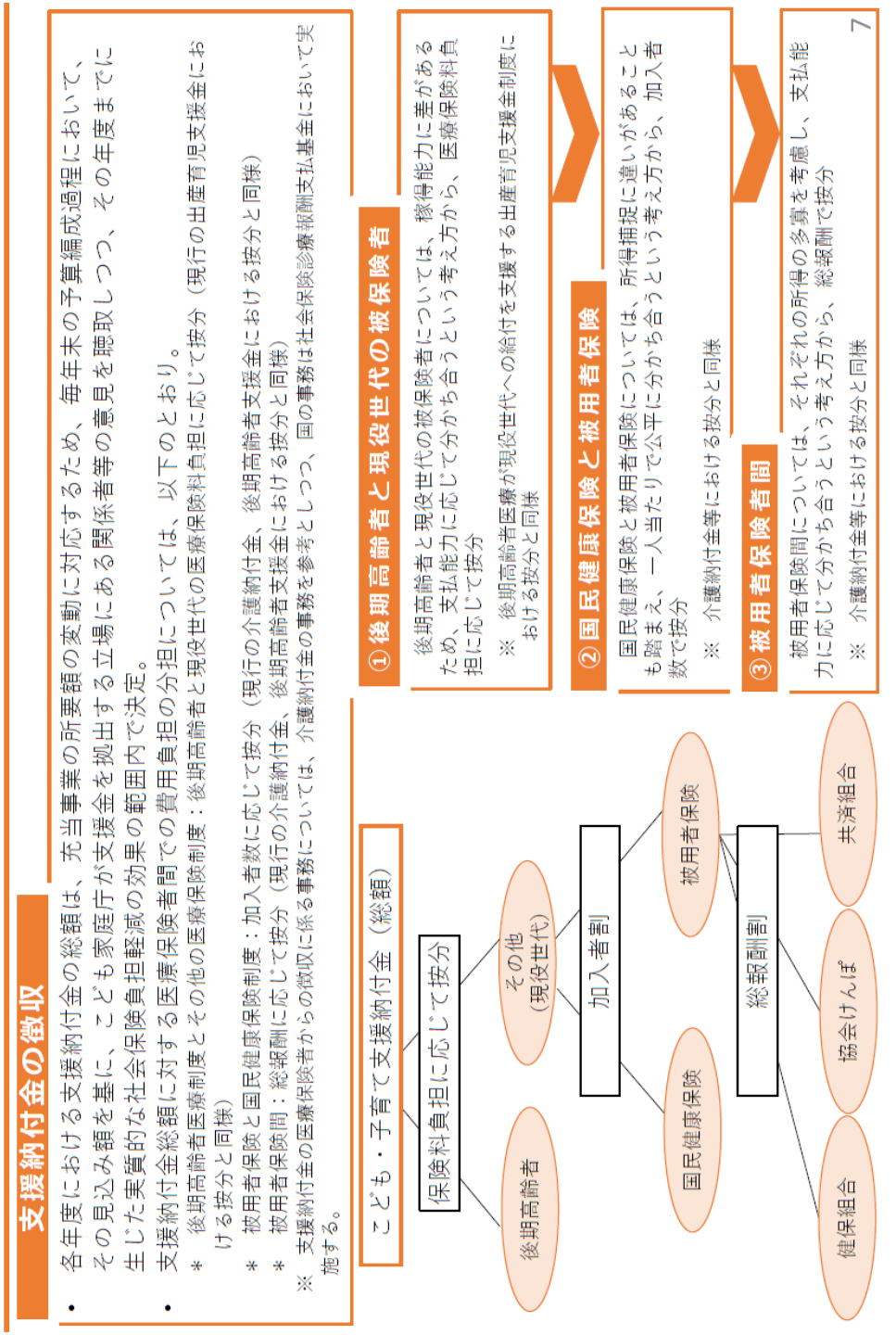

出所：こども家庭庁資料